

# 一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

平成 23 年 4 月 1 日 制 定

平成 26 年 6 月 28 日一部改正

平成 26 年 8 月 22 日一部改正

令和 4 年 1 月 28 日一部改正

## 会 員 規 約

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の会員運営に関しては、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

### （目的）

第 1 条 この規約は、本法人の定款第 5 条及び第 7 条に基づく法人の構成員である会員の入会資格の承認事項ならびに定款第 8 条に基づく、入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （入会）

第 2 条 入会は、本学会設立主旨に賛同して戴くことを条件に、会員になろうとする者からの入会申込書が提出された場合、定期理事会にて承認を行うが、開催が 1 ヶ月以上の間が空く場合には、理事会・代議員会運営規則第 3 条記載の「メール理事会」において、承認をすることができる。

### （入会金）

第 3 条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正会員（個人） 2 千円

学生会員 2 千円

賛助会員                   入会金は免除

(入会金の納入)

第4条 入会金は、本法人から入会承認を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員（個人）       1万円

学生会員               3千円

賛助会員               1口1万円とし、3口以上とする。

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は次の特典が与えられるものとする。

- (1) 本規約第3条のとおり入会金は免除する。
- (2) 会員向けメール情報の配信を受けることができる。
- (3) 学会誌を毎回（年間3号）1部進呈される。
- (4) 全国大会に参加する際に会員価格が適用される。ただし、口数に応じて5口につき1名参加費が無料になる。
- (5) 全国大会での連名者に、法人・団体に所属されている方はなることができる。
- (6) 全国大会以外の講習会や研究会などに、法人・団体に所属されている方は何人でも参加できる
- (7) 希望により、毎号の学会誌の「賛助会員名簿欄」に名称を掲載される。
- (8) 希望により、学会ホームページの「賛助会員名簿欄」に名称を掲載される。
- (9) 希望により、学会ホームページの「賛助会員名簿欄」の名称から、貴法人団体へのホームページへのリンクができる。

(10) 学会誌に広告を掲載される際に、割引価格が適用される。ただし、5口以上の加入者に限る。

(会費の納入)

第 7 条 会員は、毎事業年度の 6 月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(学会誌購読会員について)

第 8 条 学会誌購読会員とは、本学会に入会することなく、年間 3 回発刊される学会誌の定期購読者のことである。

2 学会誌購読会費は年間 3 千円とし、毎事業年度の 6 月末日までに、全額を納付しなければならない。

3 なお、学生購読者につき、大学 1 学年から 4 学年の 4 年間に限り、4 年間で 3 千円とする。途中学年購読申込者については、購読会員になったときから大学 4 学年末（最大 4 年間）までとする。なお、部数の関係上学生購読会員につき、人数制限を設けるものとする。

(入会金及び会費の免除)

第 9 条 理事会は、次のいずれかに該当する個人会員について、第 3 条、第 5 条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除又は減額を議決することができる。（「日本福祉のまちづくり学会入会金及び会費の免除又は減額措置の適用に関する運用指針」を参照）

(1) 免除すべき相当の事由があると認める会員

(2) 名誉会員

(規約の変更)

第 10 条 この規約の変更は、理事会において行う。

## 附則

- 1 本規約に基づく施行に関し必要な事項は、理事会の議決に基づいて別に「規則」を定めることができる。
- 2 本規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 本規約は、平成26年6月28日から一部改定施行する。
- 4 本規約は、平成26年8月22日から一部改定施行する。
- 5 本規約は、令和4年1月28日から一部改定施行する。